

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

経営トップは、安全の確保に関し主体的に関与します。

役員並びに社員は

- 1 安全は全てに優先するとの意識で職務に当たります。
- 2 関係法令・社内規程をよく理解及び遵守し、厳正に職務を遂行します。
- 3 情報は漏れなく迅速かつ正確に伝えます。
- 4 常に問題意識をもって安全運行（運航）の継続的改善を行います。

2. 輸送の安全に関する重点施策

自動車（バス）

- 有責事故・重大事故「ゼロ」の目標
 - ・車内事故防止の徹底
目標 0 件 前年 0 件（自動車報告規則の該当するもの）
 - ・固定物などの接触事故防止の徹底
目標 0 件 前年 0 件（自動車報告規則の該当するもの）
- 貸切バス・定期観光バスにおける出発時のシートベルト着用案内及び目視確認の徹底
- 車内・車外マイクの活用
- 車内での携帯電話（スマホ等）操作の禁止
（緊急時はお客様の了承を得て利用）
- ヒヤリハット情報の収集
目標 100 件 前年 69 件

船舶

- 有責事故・重大事故「ゼロ」の継続
 - ・荒天時等 河川状況で危険を感じたときの速やかな停船や着船の実施
 - ・乗下船時、「歩み板」の安定確認の徹底
- 指差確認の徹底
- 船内での携帯電話（スマホ等）操作の禁止
（緊急時はお客様の了承を得て利用）
- ヒヤリハット情報の収集
目標 30 件 前年 8 件

3. 重点施策の達成状況

自動車（バス）	目標	重大事故	有責事故
平成 30 年度	0 件	0 件	0 件

船舶	目標	重大事故	有責事故
平成 30 年度	0 件	0 件	0 件

※有責事故・・・報告規則に該当するもの

4. 30年度の安全教育及び訓練

- ・安全運動の取組み
 - ①全国交通安全運動（5月・9月実施）
 - ②わかやま夏の交通安全運動（7月実施）
 - ③年末年始の輸送等に係る安全総点検（年末年始）
 - ④全国安全衛生週間（7月）
 - ⑤全国火災予防運動（3月・11月）
 - ⑥全国労働衛生週間（10月）
 - ⑦サービス向上運動（1月）
- ・社内教育・訓練の取組み
 - ①チェーン装着教習（1月）
 - ②交通安全講習（講師：新宮警察署交通課長）（12月）
 - ③バス整備講習（講師：日野自動車株式会社）（12月・1月）
 - ④ドライブレコーダーの動画による講習（12月・1月）
 - ⑤火災消火訓練・救命救急講習（講師：勝浦消防署）（2月）
 - ⑥適性診断（NASVA ネット活用）（5月～2月）
 - ⑦操船訓練（12月）
 - ⑧乗組員研修（近畿旅客船協会主催）（12月）
 - ⑨緊急時停船訓練（12月）
 - ⑩安全衛生委員会（月1回）

5. 30年度の安全に関する情報伝達

- ①事故防止委員会（年3回）
- ②事故防止小委員会（月1回）
- ③営業管理職定例会議（月1回）

6. 30年度内部監査

- ・運行管理について、安全統括管理者・運行(航)管理者に内部監査を実施（3月）

7. 安全に関する措置

- ・30年度結果
 - 車両の1ヵ月点検の実施（法令3ヶ月点検）
 - 携帯電話等・スマートフォン等取扱規程の制定 H30年4月
 - BCP策定 H30年9月
 - 貸切バス事業者安全性評価認定 H30年12月
- ・31年度計画
 - 貸切新型車両の代替え購入H31年4月
 - ドライブレコーダーの設置（乗合車両）

8. 安全統括管理者

- ・統括部長